

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被処分者	(1) 氏 名 (2) 所 属 京都市左京消防署 (3) 年齢・性別 61歳・男性 (4) 身 分 会計年度任用職員
処分発令日	令和5年9月20日
処分内容	停職3月
事案概要	被処分者は、令和5年6月から同8月頃までの間、知人女性に対してメールを50回から60回程度送信し、面会を求めるなどのストーカー行為を行い、令和5年8月28日に警察に逮捕されたもの。 被処分者は、警察署及び消防局による事情聴取において、ストーカー行為を行ったことを認めた。
備 考	被処分者は、令和5年9月7日、不起訴処分となった。 被処分者は、処分発令日と同日付けで依願退職した。